

候補箇所についてのQA

Q. 候補箇所とは何ですか？

A. 高精度な地形情報を用いて抽出した、土砂災害警戒区域等に指定される可能性がある箇所です。

Q. 候補箇所での規制はありますか？

A. 規制等はありません。

現地調査等による基礎調査を行い、指定要件を満たす事が確認され、土砂災害警戒区域等に指定された場合に、規制等が発生します。

指定要件等の詳細は、県砂防課HPの「土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について」ページをご確認ください。

Q. 候補箇所は今後どのようなになるのか？

A. それぞれの候補箇所について、現地調査等による基礎調査を行い、区域の範囲を明確にし、土砂災害警戒区域等を指定します。

なお基礎調査の結果、地形要件等により、土砂災害警戒区域等の指定が不要となる箇所も想定されます。

Q. 候補箇所の指定の時期はいつになるのか？

A. 令和6年度から順次基礎調査を行い、調査が完了した箇所から、随時区域の指定を進めていく予定です。また、箇所によっては基礎調査に時間を要することが想定されるため、現時点で箇所ごとの具体的な指定時期は明らかではありません。

Q. 候補箇所は何箇所あり、全ての箇所の基礎調査完了はいつになるのか？

A. 候補箇所は県内で9,047箇所あり、全ての基礎調査が完了するのに10年以上要すると想定しています。

ただし10年以上という期間は過去の指定実績等を踏まえた見込みであり、今後の基礎調査や地元説明等に要する時間により、この期間は前後します。

Q. 候補箇所の確認方法は？

A. 県砂防課HP内の候補箇所ページで候補箇所の概要が確認でき、また同ページ内のリンクから、静岡県GISページに移動でき、そこで場所や範囲を確認できます。

なお、表示された候補箇所の範囲は、あくまで参考であり、調査の結果、土砂災害警戒区域が候補箇所の範囲より広くなったり、狭くなったりすることがあります。県砂防課HPに候補箇所の説明を記載しているため、こちらを確認いただきたいです。

Q. 候補箇所を抽出した理由は？

A. 近年の全国的な災害では、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所の被害事例が見られたことから、国は令和2年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を変更し、「高精度な地形情報を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努める」こととしました。このため、県は高精度な地形情報として3次元点群データを取得し、土砂災害警戒区域等の候補箇所の抽出を行いました。

Q. 候補箇所を抽出した法的根拠は？

A. 候補箇所の抽出は、「土砂災害防止対策基本方針」（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第3条第1項に基づき定められた法の運用に係る指針）に則ったものです。

Q. 膨大な数の候補箇所を土砂災害警戒区域等に指定する必要はあるのか？

A. 土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図ることが土砂災害防止法の目的であるため、法律に則り、候補箇所の基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定を行います。

Q. なぜ候補箇所の公表を行うのか？

A. 法的には候補箇所の公表を行う必要はないが、候補箇所の基礎調査を行い、土砂災害のおそれのある土地を明確にし、区域を指定するまでには、多くの時間を要することから、指定するまでの期間、土砂災害に対する警戒避難の参考にして欲しいと考え、公表を行います。

Q. 今後も候補箇所が増える可能性はあるのか？

A. 今回のような3次元点群データを用いた新たな候補箇所の抽出を行う予定は、現在のところは無いが、地形改変が行われたり、新たに人家等が立地した場合は、候補箇所でなくても地形要件に該当すれば、土砂災害警戒区域等に追加で指定されることがあります。

Q. 土砂災害警戒区域の指定状況は？

A. 令和4年度末時点で18,243箇所が指定されています。

Q. 候補箇所内、現在進行形で地形改変が行われている場合の取扱いはどうなるのか？

A. 地形改変が継続的に行われている箇所については、地形改変が終了し、地形形状が確定した後に基礎調査を行い、土砂災害警戒区域の指定要件を満たせば土砂災害警戒区域等の指定を行います。

Q. 今回公表される候補箇所以外では、土砂災害は発生しないと考えてよいのか？

A. 今回公表する候補箇所は、地形要件によって抽出を行っているが、土砂災害は地形的要因以外の地質や地下水を含めた水の流れなどの複合的要因によって発生します。候補箇所ではないからといって、斜面などで土砂災害が必ず発生しないわけでは無いため、大雨時には事前に避難し、斜面には近づかないなどの、災害に合わない行動を行っていただきたいです。

Q. 土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所では、土砂災害は発生しないと考えてよいのか？

A. 土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所でも、土砂災害は発生する可能性があるため、大雨時には事前に避難し、斜面には近づかないなどの、災害に合わない行動を行っていただきたいです。

問合せ先

Q. 候補箇所に関する県の土木事務所の連絡先は？

A. 県の土木事務所（企画検査課）

下田土木事務所：0558-24-2112 熱海土木事務所：0557-82-9171

沼津土木事務所：055-920-2212 富士土木事務所：0545-65-2794

静岡土木事務所：054-286-9321 島田土木事務所：0547-37-5272

袋井土木事務所：0538-42-3216 浜松土木事務所：053-458-7266

砂防課：054-221-3044